

テーマ「見捨てられた私立幼稚園児の健康管理」

健康な子どもを育成することは、常に教育の重要な目的である。

ムシ歯が一本もない丈夫な子どもが、その理想像であることは言うまでもない。

子どものムシ歯予防を考える時、胎児から高校卒業時に至る全成長期を、総合的に扱うべきであることは常識である。

しかも、パーフェクトな成果をあげるためには、子どもの全生活をも包括した対策をたてるべき、というのが専門家の見方。

こうした観点から、子どもの歯科保健対策を考えると、たとえ四歳一五歳という短期間であってもないがしろにしてはと

言つ論はあり得ない。

四歳一五歳の幼児期は、人間形成、成長のための重要な時期である。

この時期に、人生最初の集団生活の場である幼稚園で過ごすことは意義のあることで、この場を利用して健康的な生活習慣の形成を促進し、健康な体づくりを図ることは、子どもたちの将来にとって重要なテーマである。

この大切な時期を、行政機構の不備のために、健康管理の窓口がないまま、全国で一六九万人と推定される幼稚園児が見捨てられていくとすると、問題は小さなものではない。

この子どもを政治の谷間に置きざりにされた被害者にしては断じてならないはずである。

ここに、わが国の将来にもかかわる幼児の健康管理を、重大事であるとの認識に立った真剣な対応策が要求されるのは当然であろう。

そのためには、私立幼稚園児にも学校保健法の定める保健管理を厳正に実施することが最重要である。

現状 現在、幼児への保健対策は学校保健法によって行われているが、実際にこの法が適用されているのは、公立の幼稚園についてのみで、私立の幼稚園に関しては私学振興会の管轄下にあるとして、文部省及び教育委員会がかかわらうとせず、学校保健法の適用から除外されている。

ちなみに、全国幼稚園のうち公立は二六％、私立は七四％(名古屋市の場合八八％)を上回

る。

また、私立の幼稚園に於てはその半数が歯科の定期健診すら行っていないのが実態。

さて、私学振興会に於ては、私立の幼稚園に対しては一括助成の立ち場をとり、園児の健康管理にはまったく注意を払っていない。

そのため、私立幼稚園児の健康管理は設置者である園長の一言一動によってなされているのが実状で、六〇％前後もの私立幼稚園がまったく歯の健康管理を行っていないと推定される。

一方、厚生省が管轄する保育園では、公立の園が多いこともあって健康管理はかなり良い状態であると言えよう。歯科の健康管理についても、一部の私立保育園を除き、地域保健所の指導によって、ある程度推進されていると言えらる。

学校保健法の厳正な適用が行われている小中学校に於ては、年一回の定期健診と秋の臨時健診が実施されており、それらに対する事後処置を含めて、十分満足できる健康管理がなされている。

公立幼稚園については、私立と異なり、小中学校と同じ内容の健康管理が行われており、公

待するのが無理だろう。

また、収容園児の保健管理を行う養護教員については、これを置く私立幼稚園は、全国的にいまだ皆無というのが実情。

こうした私立幼稚園の状況下では、歯科のみならず、全身的健康管理、さらには園内に於けるケガや急病に対する適切な対応ができない状態に注目した

保護者の状況 園児を有する親の年代は二十一歳前半で、経済的にかなり苦しい状態を想像できる。そうした中で、私立幼稚園へ入園させるのは、公立が少ないうえにほかならない。

従って、通常の支出である月謝以外に健康管理の費用を負担する経済的ゆとりは小さく、私立幼稚園の健康管理が不十分であることを知りながらも、手を出せない状態であると思われる。

しかしながら、児童福祉法にそった勸奨であるため、財政的な裏付けがなく、強くは推進できません。全私立幼稚園で定期健診を行うには至っていない。

私立幼稚園側の状況 私立幼稚園に於ては、出生児数の減少から、園児数が十年前に比べて約半数と激減しており、園の経営がかなり圧迫されている。

こうした状況下では、設置者負担による園児の健康管理は期待するのが無理だろう。

また、収容園児の保健管理を行う養護教員については、これを置く私立幼稚園は、全国的にいまだ皆無というのが実情。

こうした私立幼稚園の状況下では、歯科のみならず、全身的健康管理、さらには園内に於けるケガや急病に対する適切な対応ができない状態に注目した

保護者の状況 園児を有する親の年代は二十一歳前半で、経済的にかなり苦しい状態を想像できる。そうした中で、私立幼稚園へ入園させるのは、公立が少ないうえにほかならない。

従って、通常の支出である月謝以外に健康管理の費用を負担する経済的ゆとりは小さく、私立幼稚園の健康管理が不十分であることを知りながらも、手を出せない状態であると思われる。

しかしながら、児童福祉法にそった勸奨であるため、財政的な裏付けがなく、強くは推進できません。全私立幼稚園で定期健診を行うには至っていない。

私立幼稚園側の状況 私立幼稚園に於ては、出生児数の減少から、園児数が十年前に比べて約半数と激減しており、園の経営がかなり圧迫されている。

こうした状況下では、設置者負担による園児の健康管理は期待するのが無理だろう。

子どもの健康に対する影響 幼児の健康を考える場合、口腔内の健康はそのもとに正しく、全身の健康に重大な影響があることはすでに常識。

この時期に、多くのムシ歯に侵されると、全身の発育に及ぼす影響は計り知れないものがある。

また、最近の幼児は成長が早く、永久歯の萌出が一代前と比べると著しく早くなっている。

幼稚園の五歳児に於ては、すでに七〇％に永久歯の萌出が見られている。

しかし、問題なのは、萌出した永久歯の三〇％が小学校入学の時点で、カリエス(ムシ歯)にかかっているという事実である。

顎(かく)について見れば、この時期の幼児の顎の発育は全身の骨格の発育に多大な影響を及ぼすものである。ムシ歯のために起こる顎の発育不全は、全身の成長不良に直結するわけで、たかかムシ歯と見過ごすことは危険である。

この時期の、歯科保健上の重要課題は、健全な六歳臼歯の育成であることは言うまでもない。

六歳臼歯の萌出とムシ歯の罹患については十二分の注意と管理がなされるべきである。

歯科医療面から、この問題をとりとえる。六歳臼歯を保護するために幼児期(四―五歳児)に於ける定期健診と萌出中の六歳臼歯に対する予防処置がせひとも必要である。

六歳臼歯は、萌出時点では未成熟で、ムシ歯にかかりやすいという特性を持っている。

また、その形態も、溝が深く汚れやすい特性がある。さらに萌出の位置が、一番奥の乳歯よりもさらに奥というところもあり、非常に汚れやすく、清掃もしにくい。

以上の点から、六歳臼歯に対する予防処置に加えて、特殊な歯みがき指導など、保健教育が重要である。

その解決法
①行政は、文部省、厚生省といつワクを越え、児童福祉の立場から協力し合うシステムをつくるべきではないか。

②文部省は私学振興会に対して、教育委員会に対するのと同様、私立幼稚園に於ける学校保健法の厳正な適用を要請すべきである。

③厚生省については、児童福祉法の面から、対象となる四―五歳児の保健管理を重視し、文部省と協力してこの面の施策を強力に推進すべきである。

④私立幼稚園側も私立幼稚園協会を通じて、園児の健康管理に対する予算を獲得し、全園児が学校保健法に定める保健管理の施策を享受できるように努力する必要がある。

⑤歯科医についても、幼児期の健康管理の重要性を、行政、私立幼稚園、保護者に対して啓蒙し、自ら園医会を組織し、園児の十分な健康管理を推進すべきである。

⑥保護者も、わずか二年間の通園と考えず、その二年間が子どもの成長にとって非常に重要な期間であるという認識に立つて、行政、園側に園児の健康管理の充実を求める姿勢が必要。

まとめ こうした重要な問題が取り残されていたという理由では、各フアクターがバラバラでまとめようがなかったものと推定される。

しかしながら、今日までの問題が重要視されず、社会の一端に放置されたまま推移して来たことは、各関係方面が一致して協力体制をたてられなかったことあり、行政もまた、実情を知りながら編張り意識からか、お互いにコンタクトすることがなかったからである。

ひとり園児のみが、自ら訴えるスベもなく、谷間に取り残されているという事実は、重大問題である。

一般に、わが国は保健行政面でも先進国レベル、と考えられ勝ちですが、実状を見ますと、信じられないブラックゾーンが現実存在し、しかも、それを改革しようという動きさえ感じられない問題があるのです。

それは、成長期のこどものムシ歯予防体制の中で、もっとも重要な四、五歳児に於て、私立幼稚園に通園する幼児に關しては、その約60%、一六三万人が、まったく放置されたまま、見捨てられているという驚くべき事実なのです。

たかが私立幼稚園児とはお考えにならないと思いますが、その総数は本文で触れるように、見過ごす訳には行かない数字なのです。

歯の健康管理は改めて申し上げるまでもなく、予防に勝るものはなく、少なくとも幼児に於ては早期発見、早期治療の健康管理上の鉄則が叫ばれている層なのです。

しかしながら、これらの幼児たちは、健康大困ニッポンの谷間にあって、ムシ歯の進行にまかせつけ放しであるとするればどうでしょうか。

近年、日本社会は、老人社会に対する準備に忙しく、幼児の健康に対する関心が極めて薄くなっていると言っても過言ではありません。

改めて考えるまでもなく、将来の老人社会を支えるのは、いまの幼児であり、彼らの健全な育成を度外視した老人医療対策であるならば、これはまったくの空論であり、砂上の楼閣ではないでしょうか。

私は、学校歯科に携る歯科医として、この数年、この問題の即解決を一部マスコミ、及び関係各方面へ提唱してまいりましたが、今日に至るまで、まったく反応が認められません。

このような重大な、幼児の健康問題にもかかわらず、関心が持たれないということは一体何なのでしょうか。

具体化するにはフアクターが、あまりに複雑、という理由で、関心はあるものの手のほどこじようがないとあきらめてしまつてしまうのか。

それとも、何か別の、大きな理由があるのでしょうか。

私は、健康の谷間の私立幼稚園児の健康管理のための具体案と速やかなる実施を世論に訴えると同時に、皆様方ジャーナリストの力を借りて、何故こゝうした重大問題がいまなお放置されているのか、真相を解剖していただくたくお願い申し上げます。

ここに、御紙(誌)に於かれまして、ぜひ記事として取り上げていただき、関係各行政、並びに関係者、及び世論を喚起していただくよう切にお願い致します。

尚、参考データを付記致しましたので、目を通していただけましたら幸甚です。

また、取材に關しましては、全面的に協力させていただきますので、ぜひご連絡下さい。

名古屋市学校歯科医会理事、
名古屋市昭和区歯科医師会公衆衛生委員会担当理事、
愛知県歯科医師会、歯の健康を守る歯科友の会、委員会副委員長、
名古屋市立八事小学校学校歯科医
私立志段味幼稚園囑託歯科医

坂井 剛

連絡先：〒466 名古屋市昭和区単人町六、大光ビル2F 坂井歯科医院
電話：052-8332156
(取材に關しましては、診療時間中(午前九時―午後七時)迄も構いませんので、ご連絡下さい。また木、日曜日は休診ですが、この場合も院内に居ることがありますので、念のためにお電話を下さい)
夜間の連絡先(深夜、早朝)：052-7233115(50)自宅まで

